

# 平成 27 年度 尼崎市民間駐輪場整備補助金 募集要項

尼崎市民間駐輪場整備補助金（以下「補助金」という。）は、自転車や原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の放置を防止し、道路や公園その他の公共の場所の機能を保全するとともに、良好な都市環境の形成に資する利便性の高い駐輪場の整備を促進するために創設しました。

## 1 募集要項における各用語の意義

- (1) 駐輪場 自転車等を駐車するための施設
- (2) 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車
- (3) 原動機付自転車 道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車
- (4) 補助申請者 尼崎市民間駐輪場整備補助金を受けるために補助申請を行う者
- (5) 新設 新たに駐輪場を設置すること
- (6) 増設 既存の駐輪場を改修等することにより自転車等の収容台数を増台すること
- (7) 収容台数 新設にかかる整備台数または横 40 c m 縦 160 c m を 1 台の駐車場所として算出した台数のいずれか低いほうをいう。この場合において、1 台未満の端数があるときは、これを 1 台単位に切り捨てる。ただし、ラックを設置する場合は整備台数を収容台数とする。
- (8) 増加台数 増設にかかる整備台数または横 40 c m 縦 160 c m を 1 台の駐車場所として算出した台数のいずれか低いほうをいう。この場合において、1 台未満の端数があるときは、これを 1 台単位に切り捨てる。ただし、ラックを設置する場合は増設にかかる整備台数を増加台数とする。
- (9) 附置義務相当台数 次に掲げる自転車等の台数  
商業施設や店舗等の敷地内に設置する駐輪場で、売場、売場間の通路、飲食場等店舗の用に供される床面積 10 m<sup>2</sup>ごとに 1 台で算出した台数  
住宅の敷地内に設置する駐輪場で、戸数に 2 台を乗じて算出した台数
- (10) 補助対象台数 次に掲げる自転車等の台数  
新設における収容台数から附置義務相当台数を差し引いた台数  
増設における次のいずれか少ない台数
  - (ア) 増加台数
  - (イ) 増設前整備済台数と増加台数の合計台数から附置義務相当台数を差し引いた台数

## 2 応募資格要件

申請者は、次に掲げる全ての要件を具備する駐輪場の整備を行う法人または個人とします。

- (1) 不特定の者が利用するものであること。
- (2) 駐輪場が不足していると市が判断した次の鉄道駅から概ね 300m以内に整備すること。  
ただし、特に不足していると市が判断した鉄道駅は概ね 400m以内に整備すること。

不足している鉄道駅（300m以内）	特に不足している鉄道駅（400m以内）
J R 立花駅・阪神杭瀬駅	阪急武庫之荘駅・阪急塚口駅

- (3) 駐輪場における補助対象台数が 5 台以上であること。
- (4) 補助の承認決定が通知された日において、駐輪場整備の工事着手前であること。
- (5) 利用方法及び利用料金等の情報を現地において看板等で告知すること。
- (6) 不特定の者が利用する駐輪場の区画を明確にすること。
- (7) 駐輪場を開設した日から継続して 3 年以上運営すること。
- (8) 申請した駐輪場所在地において、過去にこの補助の決定を受けていないこと。
- (9) 建築基準法等の関係法令を遵守していること。
- (10) 駐輪場の管理運営及び構造等に関し、市長が適当であると認めるものであること。
- (11) 尼崎市ホームページ等で別に定める駐輪場情報の公開に対して同意すること。
- (12) 利用状況等の確認のため市職員による駐輪場への立ち入り調査に対して同意すること。
- (13) 鉄道事業者及び公益財団法人自転車駐車場整備センターが整備するものでないこと。
- (14) 市有地、市から提供する用地または鉄道事業者用地に整備するものでないこと。
- (15) 補助申請者が尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号）に規定する第 2 条第 2 号から第 4 号に該当しないこと。

## 3 補助金の算出

### (1) 補助金対象経費

補助の対象となる経費は、駐輪場設置のための土地取得費（賃借料を含む。）と解体費を除く建設費及び駐車器具整備費とします。ただし、他の施設の用途と併設する場合には、駐輪場部分の経費に限ります。

### (2) 補助金交付限度額及び算定方法

次の表に掲げる補助対象経費に 2 分の 1 を乗じた額とし、その上限は 300 万円とします。また、特に不足していると判定された鉄道駅については補助対象経費に 3 分の 2 を乗じた額とし、その上限は 400 万円とします。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを千円単位に切り捨てることとします。

形 式	1台当たり 基準整備費	標 準 整 備 費	補 助 対 象 経 費
自転車	60,000円	1台当たりの 基準整備費にそ れぞれの補助対 象台数を乗じた 額の合計	駐輪場設置のための土地取得費と解体費を除く建設費および駐車器具整備費の合計額（増設の場合は増設に係るそれぞれの合計額）×補助対象台数÷収容台数（増設の場合は増加台数）または標準整備費のいずれか低い額
原動機付 自転車	80,000円		

## 4 応募方法等

### (1) 応募方法

補助申請者は、駐輪場整備の工事を行う前に、尼崎市民間駐輪場整備補助金事前申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出してください。

駐輪場位置図

駐輪場敷地面積求積

駐輪場平面図又は各階平面図

見積書（内訳書を含む。）の写し

土地登記簿謄本

（借地の場合は、賃貸借契約書の写し又は土地所有者の駐輪場設置の承諾書）

その他市長が必要と認め指示する書類

### (2) 申請書等受付期間

平成27年4月27日（月）から同年5月20日（水）まで。ただし、補助金交付額が今年度予算額に満たない場合は締切日の翌日から毎月20日（土・日曜日及び祝日の場合は翌開庁日）を締切日とし、補助金交付額が今年度予算額に達するまで申請を受付します。

### (3) 申請方法

申請等受付期間内に「7 担当課」の窓口にて持参により提出してください。

（郵送での受付は行っておりません。）

## 5 補助金交付の決定方法等

### (1) 補助金交付の決定方法

応募があった事業について、「尼崎市民間駐輪場整備補助金交付要綱」に基づき当課で書類等審査を行います。また、応募が多数あり補助予定額が予算額800万円を上回る場合は、「尼崎市民間駐輪場整備補助金交付要領」に定める採点方法により採点を行い、点数上位者から当該年度の予算額を越えない範囲で、その補助承認を決定します。

## (2) 今後のスケジュール

項目	実施の時期
応募の受付期間	平成 27 年 4 月 27 日 (月) ~ 平成 27 年 5 月 20 日 (水)
予算残額がある場合の 応募の受付期間	平成 27 年 5 月 21 日 (木) ~ 平成 27 年 6 月 22 日 (月) " 6 月 23 日 (火) ~ " 7 月 21 日 (火) " 7 月 22 日 (水) ~ " 8 月 20 日 (木) " 8 月 21 日 (金) ~ " 9 月 24 日 (木) " 9 月 25 日 (金) ~ " 10 月 20 日 (火) " 10 月 21 日 (水) ~ " 11 月 20 日 (金) " 11 月 24 日 (火) ~ " 12 月 21 日 (月) " 12 月 22 日 (火) ~ 平成 28 年 1 月 20 日 (水) 平成 28 年 1 月 21 日 (木) ~ " 2 月 22 日 (月)
書類等審査及び補助金 承認決定通知	締め切り後審査を行い速やかに通知します。
補助金交付申請受付	駐輪場開設以降速やかに提出してください。
書類等審査及び補助金 交付決定通知	当課で審査後、速やかに通知します。
補助金請求の受付	補助金交付決定書の通知日から 20 日以内に提出してください。
補助金の交付	請求書受理後、速やかに交付をします。

## 6 その他の留意事項

- (1) 補助金の応募等に関する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類の返却は行いません。
- (3) 提出された全ての書類は、尼崎市情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書となります。ただし、尼崎市情報公開条例に基づき、非公開となる情報もあるので、全ての情報が公開の対象となるとは限りません。
- (4) 応募資格の要件を満たさない者が提出した応募書類は無効とします。
- (5) 駐輪場を開設した日から起算して 3 年以内に、補助金交付決定の内容を変更又は事業を廃止した場合は、尼崎市は「尼崎市民間駐輪場整備補助金交付要綱」に基づき補助金の額の返還を請求する場合があります。

## 7 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

所在地 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号（北館 5 階・窓口）  
尼崎市役所 都市整備局 土木部 放置自転車対策担当

電話 06-6489-6504

受付時間 土曜・日曜・祝日を除く、午前 9 時から正午・午後 1 時から午後 5 時